

大阪観光局運営推進協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、大阪観光局運営推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（構成団体）

第2条 協議会は、大阪府、大阪市、大阪商工会議所、関西経済連合会、関西経済同友会（以下、「構成団体」）をもって構成する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（目的）

第3条 協議会は、大阪観光局が実施する事業の実施状況や事業成果及び課題などについて協議・調整等を行い、大阪観光局の活動を支援するなど、大阪観光局の円滑な運営を図ることを目的とする。

（所掌事務）

第4条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事項について審議を行う。

- （1）大阪観光局の事業及び事業成果（評価）に関すること
- （2）大阪観光局の運営上の課題等に関すること
- （3）その他目的達成に必要な事項

（協議会の組織）

第5条 協議会の委員は別紙のとおりとする。

2 協議会には次の役員を置く。

- （1）会長 1 名
- （2）副会長 1 名

3 役員は委員の互選により選出する。

4 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 役員がその任期中に欠員となったときは、第3項に規定する手続きにより、後任者を選任する。ただし、補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の職務）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき等はその職務を代行する。

（協議会）

第7条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は過半数の出席により成立し、その議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 3 委員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人をして表決を委任することができる。この場合、委員は協議会に出席したものとみなす。
- 4 協議会は原則として公開とする。

(大阪観光局評価委員会)

第8条 大阪観光局の事業目標・事業計画及び目標達成状況の評価を行うため、協議会の部会として「大阪観光局評価委員会」（以下「委員会」という。）をおく。

- 2 評価委員は、構成団体及び学識経験者等から会長が任命する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 委員長は、評価委員の互選により定める。
- 5 委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。
- 6 委員会は過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、識者の参加を求め、その意見を聴くことができる。
- 8 委員長は、委員会での評価結果を協議会に報告するものとする。
- 9 委員長は、協議会に出席することができる。

(謝金等)

第9条 前条第2項に規定する学識経験者等の評価委員（及び前条第7項に規定する者）が委員会に出席したときは、謝金及び実費弁償を支給することができる。

- 2 前項の謝金、実費弁償の額及び支給方法は、会長が別に定めるものとする。

(経費の支弁の方法)

第10条 協議会運営に必要な経費は、大阪観光局の事業実施団体が負担する。

(事務局)

第11条 協議会の事務は、大阪府と大阪市が担う。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規約は、平成25年5月7日から施行する。